

機械警備業務委託契約書

富山市（以下「発注者」という。）と、 （業者名）（以下「受注者」という。）とは、市有施設の保全を目的とする警備業務について次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者と受注者は、この契約書に基づき、別紙仕様書等に従い、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けた場合並びに信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその委託内容を明らかにした書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(対象施設の名称及び所在地等)

第4条 この契約の履行に当たっての警備業務対象施設（以下「対象施設」という。）及び警備内容等は、後記記載（別紙1）のとおりとする。

(契約の履行期間)

第5条 この契約の履行期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に要する費用について歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。なお、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、この限りでない。

(業務の実施時間)

第6条 この契約の履行にあたり、受注者が警備業務を行う時間は、発注者が退出時に自動警報装置（以下「警報装置」という。）を設定した時から当該設定を解除するまでの間とする。

(業務委託料)

第7条 発注者が受注者に支払う業務委託料は、_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円）とする。

2 各年度の業務委託料は、次の金額とする。

令和 年度 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

令和 年度 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

令和	年度	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円）
----	----	-----------------------	----

令和	年度	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円）
----	----	-----------------------	----

令和	年度	円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円）
----	----	-----------------------	----

令和 年度 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

3 月額の業務委託料は、_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）とする。ただし、この契約の履行にあたり履行期間に1箇月未満の端数が生じたときは、月額の業務委託料を当該月の日数に応じた日割計算によるものとし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 前3項の「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、業務委託料に110分の10を乗じて得た額であり、第1項及び第2項の業務委託料は、前項本文の業務委託料に履行月数を乗じて得た額である。なお、この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、業務委託料に相当額を加減して支払う。

(監督員)

第8条 発注者は、受注者の行う業務について監督又は指示を行う監督員を選任し、その氏名を受注者に通知する。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書及び仕様書等に基づき、業務に関する指示及び履行状況の確認等の職務を行う。

(業務責任者)

第9条 受注者は、この契約の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行う。

(履行遅滞における損害金)

第10条 受注者が、履行期間の開始の日を過ぎても、警報装置等の設置等を完了しない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の損害金の額は、業務委託料につき、履行期間の開始の日から警報装置等の設置等を完了した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する率で計算した額とする。

(基地局及び待機所の所在地)

第11条 この契約の履行にあたり、対象施設を担当する基地局及び待機所の所在地は、後記記載(別紙2)のとおりとする。

(待機所から対象施設までの経路及び所要時間)

第12条 待機所から対象施設までの通常の経路及び所要時間は、後記記載(別紙2)のとおりとする。

(警報装置等の設置場所及び種類等及び経費負担)

第13条 この契約の履行にあたり、必要な警報装置等の設置場所、種類及び概要は、後記記載(別紙3)のとおりとする。

2 警報装置等は、受注者がこれを設置し、その所有権は受注者に帰属する。

3 警報装置等の設置等に要した費用は、受注者の負担とする。ただし、対象施設の増築又は改築により、既設の警報装置等の移動又は変更等の必要が生じた場合は、発注者は、当該移動又は変更等の30日前までに受注者に通知し、当該工事費の負担については、発注者と受注者とが協議の上、定める。

4 この契約の履行を完了したときは、受注者は、自己の負担により速やかに警報装置等を撤去する。

(警報装置等の維持管理の方法)

第14条 受注者は、警報装置等を常に正常かつ円滑に運用できるよう維持管理に努めなければならない。

2 発注者は、警報装置等の取扱いについて過誤のないよう注意するとともに、故障が生じたときは直ちに受注者に通知する。

3 受注者は、前項の通知を受けたときは、速やかに警報装置等の点検を行い、その結果を発注者に報告する。

(警備員の人数及び担当業務)

第15条 受注者は、(設置場所)に警報受信装置を設置し、異常信号等を監視する警備員(以下「監視員」という。)1名以上を終日配置するとともに、この監視員と連携し、対象施設の異常確認、被害の拡大防止、関係先への通報及び連絡等に当たらせる警備員(以下「派遣隊員」という。)1名以上を配置する。

(警備員が有する知識及び技能)

第16条 受注者が業務に従事させる警備員は、警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)

第38条に基づき受注者が実施する教育を受講した者とする。

（警備員の服装）

第17条 受注者が業務に従事させる警備員は、受注者が富山県公安委員会に届け出た受注者指定の制服を着用する。

（使用する機器又は各種資機材）

第18条 派遣隊員は、無線装置を備えた車両を使用し、監視員の指示を受け、信号を発報した対象施設に急行し、当該事故に対処する。この場合において、派遣隊員は、受注者が富山県公安委員会に届け出た護身用具を携帯する。

（鍵の管理）

第19条 受注者は、発注者から預託を受けた対象施設の鍵を、この契約の履行以外に使用してはならない。また、鍵の保管管理を徹底するとともに、この契約の履行を完了した（第32条から第34条までの規定により、発注者又は受注者が、この契約を解除した場合を含む。）ときは、その鍵を発注者に返還しなければならない。

（事故発生時の措置）

第20条 受注者は、対象施設において事故の発生を確認したときは、直ちに発注者に通報するとともに、状況に応じ負傷者の救護、消火活動等を実施する。

2 受注者は、対象施設において事故が発生した場合は、直ちに警察又は消防に通報する。

（出動の報告）

第21条 派遣隊員が、異常の有無の確認等のために出動した場合は、出動した派遣隊員が出動理由、出動の概要等を記載した警備報告書を発注者に提出する。

（履行状況等の報告）

第22条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行状況等について発注者に報告しなければならない。

（仕様書等に不適合な場合の措置等）

第23条 受注者は、この契約の履行が仕様書等に適合しない場合において、発注者が、補正を請求したときは、これに従わなければならない。これにより業務委託料の変更が必要な場合は、第25条の規定を準用する。

（契約の履行の一時中止）

第24条 発注者は、必要があるときは業務の中止内容を受注者に通知して、この契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。これにより業務委託料の変更が必要な場合は、次条の規定を準用する。

2 受注者は、自己の責に帰することができない事由により業務を続行することができなくなったときは、発注者に対して直ちにその理由を付して書面により報告し、その指示を求めなければならない。これにより業務委託料の変更が必要な場合は、次条の規定を準用する。

（契約の変更）

第25条 発注者は、受注者がこの契約の履行を完了するまでは仕様書等を変更することができる。

2 前項の場合において、業務委託料、履行期間その他この契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、定める。

3 発注者は、第1項に定めるもののほか、履行期間、履行場所その他この契約に定める条件を、受注者と協議の上、変更することができる。

4 発注者は、前2項の規定によりこの契約を変更したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議の上、定める。

（損害賠償）

第26条 受注者は、この契約の履行にあたり、故意又は過失により、対象施設又は発注者（発注者の管理下にある者を含む。）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、受注者が負担する賠償額の限度は次のとおりとする。ただし、対人賠償及び対物賠償を合わせて1事故につき10億円を限度とする。

(1) 対人賠償にあつては1事故につき10億円

(2) 対物賠償にあつては1事故につき10億円

3 前項の規定にかかわらず、賠償額が限度額を超える場合は、発注者と受注者とが協議の上、定める。

4 発注者は、第1項に規定する損害を受けたときは、損害が発生した日から起算して7日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

(第三者に関わる損害)

第27条 受注者は、この契約の履行にあたり、自己の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、受注者がこの契約の履行にあたり、第三者から危害を加えられた場合における損害については、賠償の責を負わない。

(免責事項)

第28条 受注者は、次の各号に掲げる場合において発生した事故の損害については、賠償の責を負わない。ただし、他に受注者の責に帰すべき事由があるときは、この限りでない。

(1) 天災、暴動、通信回線障害（加入電話回線を使用する場合で、回線の切断、焼失等による障害を含む。）、その他受注者の責に帰することができない事由により、警備実施が不可能となった場合

(2) 対象施設のかし、又は発注者の当該施設の管理にかしがある場合

(3) 不完全な管理状態で上屋、軒下、露天等に収容又は存置された一切の物件（野積物資を含む。）に起因する場合

(4) 発注者の管理下にある者の故意又は過失に起因する場合

(5) 対象施設に設置された警報装置を発注者の管理下にある者が受注者の承諾を得ず、みだりに移設、変更、撤去、分解、開披、調整、切替、切断及び加工等を行った場合

(6) 対象施設の警備上必要とする鍵を、発注者が受注者に預託しない場合

(7) 警報装置の機能により、設定から警備開始までに一定の時間を要する等、警備実施が不可能な状態がある場合

(業務委託料の支払)

第29条 受注者は、各月の業務を完了したときは、第22条の定めるところにより発注者に報告し、発注者による履行状況等の確認を受けたときは、当該月の業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求書を受領した日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者は、自己の責に帰すべき事由により業務委託料の支払いを遅延した場合、受注者に対し、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項に規定する率で計算した額の遅延利息を加算して支払う。

(機密の保持等)

第30条 受注者は、この契約により知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受注者がこの契約の履行を完了した（第32条から第34条までの規定により、発注者又は受注者が、この契約を解除した場合を含む。）後も同様とする。

2 受注者は、発注者の情報資産を取り扱う場合には、富山市情報セキュリティポリシーその他関連法令等を遵守しなければならない。

(談合その他不正行為に対する賠償額の予定)

第31条 受注者は、この契約に関して、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号。以下「規則」という。）第37条第1項各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、この契約に

よる業務委託料の100分の20に相当する額を支払わなければならない。受注者がこの契約の履行を完了した後も同様とする。ただし、規則第37条第1項第1号又は第2号に該当するときであって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合又はその他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（発注者の解除権）

第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 履行期間の始期を過ぎてもこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (2) 規則第37条第1項各号のいずれかに該当したとき、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条による刑が確定したとき又はこの契約の締結若しくは履行につき不正な行為があったとき。
- (3) 第34条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (4) この契約の履行にあたり、法令の規定等による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この契約に違反し、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第32条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約を解除したとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務の履行が不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、既済部分がこの契約の目的の一部を達せられると発注者が認めるときは、未済部分に対する金額とすることができる。

第33条 発注者は、履行期間が満了するまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議の上、定める。

（受注者の解除権）

第34条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第24条の規定による業務の履行の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(2) 第25条に規定する契約の変更により、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議の上、定める。

（解除に伴う措置）

第35条 発注者は、第32条から前条までの規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

2 受注者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受注者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

（遅延利息の徴収）

第36条 受注者がこの契約に基づく損害金、賠償金又は違約金（以下「損害金等」という。）を発注者が指定する期限までに支払わないときは、発注者は、損害金等の額に当該期限を経過した日から支払いの日までの間の日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項に規定する率で計算した額を遅延利息として徴収する。

（損害金等の徴収方法）

第37条 発注者の支払うべき業務委託料が損害金等（前条に規定する遅延利息を徴収する場合は、その額を加算したもの。以下この条において同じ。）の額以上である場合は、損害金等の額を相殺して支払うものとし、受注者の支払うべき損害金等の額が業務委託料を超える場合は、業務委託

料を損害金等に充当し、なお不足する額を追徴する。

(苦情を受け付ける窓口)

第38条 受注者の警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口は、次のとおりとする。

_____(業者名) _____電話番号_____

_____ファックス番号_____

(補則)

第39条 この契約に定めのない事項については、規則の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

富山市新桜町7番38号
発注者
富山市長

受注者

別紙 1

名称及び所在地

名称	所在地
富山市立 A 小学校	富山市〇〇町〇番〇号
富山市立 B 小学校	富山市〇〇町〇番〇号
富山市立 C 小学校	富山市〇〇町〇番〇号

業務内容等

警備種別	機械警備
業務内容	1 火災、盗難の異常監視 2 事故確知時における関係先への通報及び連絡 3 警備実施事項の報告 4 その他発注者と受注者の協議により定めた事項
利用回線	加入電話回線

専用回線を利用する場合は専用回線と記載する

別紙 2

基地局及び待機所の所在地

富山市立 A 小学校

基地局	富山市〇〇町〇丁目〇番地
待機所	富山市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇待機所

富山市立 B 小学校

基地局	富山市〇〇町〇丁目〇番地
待機所	富山市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇待機所

富山市立 C 小学校

基地局	富山市〇〇町〇丁目〇番地
待機所	富山市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇待機所

待機所から対象施設までの経路及び所要時間

富山市立 A 小学校

経路	待機所から国道〇号線を経由し、〇〇交差点、〇〇交差点を経て富山市立 A 小学校に到着する。
所要時間	約〇〇分

富山市立 B 小学校

経路	待機所から国道〇号線を経由し、〇〇交差点、〇〇交差点を経て富山市立 B 小学校に到着する。
所要時間	約〇〇分

富山市立 C 小学校

経路	待機所から国道〇号線を経由し、〇〇交差点、〇〇交差点を経て富山市立 C 小学校に到着する。
所要時間	約〇〇分

※別紙 3 は各課において、仕様書及び図面等を添付してください。